

川口市旅館業法施行細則の一部を改正する規則について

改正後	改正前
<p>(営業の許可の申請書の様式等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該申請に係る施設に玄関帳場を設置しない場合にあつては、次に掲げる事項を確認することができる書類</u></p> <p>ア <u>施設から条例第8条第4号アに規定する管理事務所(以下「管理事務所」という。)までの距離、位置関係、経路、交通手段及び所要時間</u></p> <p>イ <u>管理事務所が有する管理体制</u></p> <p>ウ <u>条例第8条第3号イに規定する宿泊手続の方法</u></p> <p>(水質の基準)</p> <p>第9条 条例第5条第4項第3号イ、<u>第8条第5号イ</u>、第9条第3号ア及び第10条第1号アの規定により規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表1の項から4の項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p>	<p>(営業の許可の申請書の様式等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第9条 条例第5条第4項第3号イ、<u>第8条第4号イ</u>、第9条第3号ア及び第10条第1号アの規定により規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表1の項から4の項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(略)</p> <p>備考 大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(浴槽水の消毒方法)</u></p>	<p>(略)</p> <p>備考 大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改正後		改正前			
<p>第10条 <u>条例第5条第4項第3号ウの規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラム以上となること。</u></p> <p>(2) <u>浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。</u></p> <p>(水質検査)</p> <p>第11条 <u>条例第5条第4項第3号エの規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる湯水について同表の右欄に掲げる頻度で行い、第9条第1項及び第2項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。</u></p>		<p>(水質検査)</p> <p>第10条 <u>条例第5条第4項第3号ウの規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の右欄に掲げる頻度で行い、前条第2項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。</u></p>			
レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上	レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上		連日使用している浴槽水	6月に1回以上
	市長が告示で定める浴槽水	市長が告示で定める頻度		市長が告示で定める浴槽水	市長が告示で定める頻度
<p>(管理事務所が有する管理体制)</p> <p>第12条 <u>条例第8条第4号アの規則で定める管理体制は、緊急を要する事態及び宿泊者の求めに対応することができる人員が常駐していることとする。</u></p>		<p>(浴槽水の消毒方法)</p> <p>第11条 <u>条例第5条第4項第3号キ(エ)の規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。</u></p>			

改正後	改正前
<p>(責任者の届出の事項等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(責任者の届出の事項等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の川口市旅館業法施行細則第2条第2項第4号の規定は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可の申請に係る施設が、川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和4年条例第10号)附則第2項の規定により同条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第8条第4号の規定が適用されないものである場合には、適用しない。</p>	